



# 冷凍空調会報

No.155  
2016.2

- 平成28年新年名刺交換会
- 冷凍空調高圧ガス保安大会
- 技能祭参加



—大隅からの初日の出と高速船—

# 平成28年新年名刺交換会



恒例の新年名刺交換会が、去る1月7日（木）、鹿児島東急REIホテルで会員をはじめ行政、業界関係者等約110人の参加のもと盛大に開催されました。

はじめに鎌田会長が賀詞を述べた後、「国の平成28年度の経済見通しでは、平成27年11月26日に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」などの推進により、雇用・所得環境が穏やかに改善する中で、堅調な民需に支えられた景気の回復が見込まれるとされている。また、鹿児島県の景気も、穏やかに回復しつつあるとされている。

しかしながら、現況は経済回復の足取りが弱く、県内景気も、経済の好循環が地方へ波及している実感に乏しいものがあり、国の対策等により経済回復の実効性と地方への好循環を、強く期待している。

次に業務用空調機分野の景況判断上のベンチマークであるパッケージエアコンの出荷台数については、27年度上半期が40万台超の5年連続で、下半期も業界内では37万台を見込まれており、3年連続の80万台規模の継続は微妙でありますものの、業界的には良かったようであり、28年度も堅調に推移することを期待する。

このような状況等の中で、当協会では、今年も組織の充実強化をはじめ、冷凍空調設備の自主保安の確保による事故の未然防止と適正な工事施工が図られるよう、高圧ガス保安法の周知・啓蒙、冷凍空調施設工事認定の推進、技能者育成などに取り組むこととしている。

また、ご案内のようにフロン排出抑制法が平成27年4月に施行されたところである。

これは、温室効果ガスである冷媒フロンの回収・破壊にとどまらず、フロンの使用の合理化や適正化を求め、フロンの使用の削減を図るため、フロンのライフサイクル全体での総合的な対策を推進するものである。

とりわけフロンの漏えい対策については、業務用冷凍空調機器のユーザーに対して点検義務が課されたこともあり、冷凍空調機器工事の専門事業者また漏えい点検の技術的知見を有する私ども業界とユーザーとの関わりが深くなり、業界としての指導力や取組の真価が問われており、皆様方にはよろしくお願ひしたい。

なお、第21回国連気候変動枠組み条約締結国会議（COP21）がフランスのパリで開催され、2020年以降の温室効果ガス排出削減に向けて、先進国はもとより途上国も含めて削減義務を課する協定が昨年12月に採択されたところでもある。

いずれにしても、今年も引き続き、会員が一致団結して保安団体として冷凍空調業を通じて更なる地域社会への発展並びに業界の地位の向上を目指し、努力していく。」と挨拶。

続いて、県空田消防保安課長、森鹿児島市長（池畑建築部長代読）、日設連南雲専務また協会顧問の柴立県議、上門市議からそれぞれ祝辞をいただき、堂園設備対策監の乾杯の音頭で祝宴となり、新年の決意も新たに会員等による意見交換、懇談が和気あいあいの中で、おこなわれました。

最後に柴立県議の一本締めで、今年一年のいやさを願ひ、会を閉じました。



# 新年名刺交換会 祝 辞（要旨）

鹿児島県危機管理局消防保安課長

李 田 昇

平成28年の新春を迎え、一般社団法人鹿児島県冷凍空調工業保安協会の新年名刺交換会が、関係の皆様方多数御参集のもと、盛大に開催されるに当たり、謹んで新年のお喜びを申し上げますとともに、一言お祝いを申し上げます。

鎌田会長をはじめ皆様には、日頃から、本県の高圧ガス保安行政の推進に多大な御理解・御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

協会におかれましては、冷凍空調設備に係る高圧ガス保安法の各種手続きの相談や指導をはじめ、高圧ガス保安意識の高揚を図るための保安講習会等の開催や、地球環境の保全を図るためのフロン回収事業者の拡大等に取り組んでいただくなど、高圧ガスの保安管理体制の維持・向上に大きな成果をあげておられることに対し、深く敬意を表します。

全国における高圧ガス保安法関係の事故発生件数は、平成24年をピークに減少傾向にあります。平成26年は前年と比較して30件減少し、362件の事故が発生しています。このうち、本県における冷凍空調施設に関する高圧ガスの事故は2件で、人的被害を伴うような事故はありませんでした。

県としましては、皆様の御協力をいただきながら、今後とも、国や業界等の動向に配慮しつつ、講習会や立入検査等を通じて、高圧ガスによる災害の未然防止と事業者の安全意識の高揚に努めて参りたいと考えております。

会員の皆様におかれましても、協会を中心に一致団結されて、本県における高圧ガスの災害防止と自主保安の推進に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、一般社団法人鹿児島県冷凍空調工業保安協会の今後ますますの御発展と、皆様の御健勝・御活躍を祈念申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

鹿児島市長

森 博 幸

平成28年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

一般社団法人鹿児島県冷凍空調保安協会におかれましては、高圧ガス保安法に基づく自主保安体制の確立や各種技術者の育成、フロン排出抑制法に基づく冷媒フロンの回収や漏えい点検などを通して、地域社会の発展に貢献しておられますことに深く敬意を表しますとともに、かねてから鹿児島市政に対しまして、温かいご理解とご協力を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、平成20年を境に人口減少局面に入ったとされる我が国では、今後の経済規模の縮小や地方都市の衰退等が危惧されており、現在、国と地方が一体なって地方創生の取組を進めております。

本市におきましても、昨年12月に「鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところであり、今後、この戦略を実効あるものとするために、各施策を着実に推進してまいりたいと考えております。

その中でも、出生率の向上を図ることは、人口減少の克服に向けた基本的な取り組みとして重要となりますので、西部親子つどいの広場の整備など、引き続き子育て環境の充実を図る一方、今後の超高齢社会・人口減少社会に適應するために、都市のコンパクト化等による効率的で持続可能なまちづくりを進めていきます。

建築行政におきましては、これまで整備してきた公共建築物ストックを最大限に活用していくため、長寿命化や維持コストの縮減・平準化を目的に、公共建築物ストックマネジメント事業に取り組むとともに、省エネルギーや環境に配慮した機能性の高い快適なまちづくりを推進しているところでございます。

このような中、空調設備工事では、「庁舎別館A棟」「桜島総合体育館」「図書館・科学館」「南部斎場」「健康の森公園」「教育総合センター」などの改修工事を行っているほか、昨年末、「高齢者福祉センター伊敷・西部親子つどいの広場」の新築工事を発注したところでございます。また現在、「谷山サザンホール」や「学校冷房設備」の改修に向けた設計を進めているところでございます。

これからも、市民が真に“豊かさ”を実感できるまちの実現に全力で邁進してまいりますので、本年も市政の推進に、より一層のお力添えを賜りますようお願いいたしますとともに、鹿児島県冷凍空調工業保安協会の益々のご発展と、新しい年が、皆様方とご家族にとりまして、夢と希望の持てるすばらしい年となりますよう心からお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。

# 冷凍空調高圧ガス保安大会



鎌田会長挨拶

平成27年度の冷凍空調高圧ガス保安大会が去る10月17日（土）、鹿児島市のポリテクセンター鹿児島で、会員をはじめ行政関係者など約70名の参加のもと、開催されました。

冒頭、鎌田会長が「経済産業省が発表した平成26年における全国の高圧ガス保安法関係の事故は、362件となり、前年比で30件減の8%減少しているが、これらの事故に伴う人的被害（死傷者数）は70名と前年46名に比べ大きく増加している。事故の内訳は、製造事業所における事故が253件、移動中の事故が30件、消費先における事故が72件、その他事故が7件となっており、前年に比べ特に製造事業所及び移動中の事故が減少している。次に、事故原因を見ると事故総数362件中、その67%が設備の設計・製作不良、維持管理不良等の設備上（ハード）の要因による。一方、死傷者数を見ると、設備の維持管理不良、組織体制の不良、ヒューマンファクターによるものが41名と、約59%を占めている。このような事故発生状況を鑑みると、高圧ガスの一層の保安の確保や事故の防止に万全を期することが強く求められている。冷凍空調施設等の施工・管理に当たっては、日頃から安全対策に取り組んでいただいていると思うが、今後とも高圧ガスの事故が発生しないよう、法令の遵守はもとより従業員に対する教育訓練の実施や定期自主点検の徹底など、より一層の自主保安体制の充実に努めていただきたい。

また、フロン排出抑制法が本年4月から施行されたが、フロンも高圧ガスとして製造、利用していることや稼働時漏えい等による地球温暖化への影響が大きいこともあり、新たな法制度を踏まえ

適切な対応に努めなければならないと考えており、皆様方のご理解・ご協力をお願いしたい。」と挨拶。

続いて、特別功労者と優良従業者の表彰、高圧ガス保安活動促進週間について協会事務局の説明、県消防保安課上野主査の高圧ガス関係の講話があり、また、日設連専務理事の南雲 誠氏から「冷凍空調設備業の課題と取組について」と題して講演が行われ、高圧ガス保安法上の安全確保や冷凍空調業種の確立などについての取組への理解を深めたところである。

## 表彰

（敬称略）

### ◆特別功労者 8名

大橋エアシステム(株)南九州支店  
 太田 泰寛 (株)太田電機工業所  
 奥 義博 (株)九熱機器  
 鎌田 正司 (株)ロイヤルテック  
 鎌田 満憲 (株)南開設備  
 佐多 省光 (有)佐多電機工業  
 地 徳 裕明 (株)メイユウ  
 辻 茂 (株)ロイヤルテック

### ◆優良従業者 6名

居 聞 大 悟 (株)平岩熱学  
 藪 田 昌 代 (株)フジヤマ  
 下 島 裕一郎 (株)函南工業  
 福 留 貴 之 (南国殖産(株))  
 藤 村 勉 ( )  
 宮 元 祐 志 (株)カナヤ



## 平成27年度 技能祭への参加

平成27年度の「鹿児島県技能祭」が、11月14日（土）、15日（日）に鹿児島市のかごしま県民交流センターで開催されました。

この技能祭は、技能の素晴らしさ、楽しさを体感していただくことを目的に鹿児島県職業能力開発協会の主催で、例年開催されている。

当協会は、5年目の参加となり、冷凍空調の技術やフロンについて多くの方に理解を深め、業界への認識の向上を図るため、委員会を組織し、今年度は参加団体ごとに「各職種の技能を見せる」という課題も踏まえ、展示内容などについて検討いたしました。

- ・製作実演…冷媒配管加工実演  
(合同ブースで一日一回1時間30分)
- ・体験教室…紫外線で色が変化するビーズを使ったストラップ作り  
ベンダーによる冷媒配管曲げ体験
- ・冷機協会会員事業所からの販促品の来場者への配付

冷媒配管加工実演には来場者の興味を引く難しさがありましたが、ストラップ作りを通じての環境への関心を持っていただいた。



## 地方会員懇談会

肝属地区

1. 日 時 平成27年11月 5日（木）18:00～
2. 場 所 ホテル大蔵（鹿屋市）
3. 出席者 会員6名、協会役員3名
4. 懇談会内容
  - (1) 会長挨拶
  - (2) 自己紹介
  - (3) 協会の事業概要説明  
高圧ガス保安大会の説明  
フロン排出抑制法の施行説明
  - (4) 意見交換
    - ア 高圧ガス保安法の事務手続きについて
    - イ フロン充填回収業者の充填証明書等の発行について
    - ウ ユーザーへのフロン排出抑制法の啓発について
    - エ 会員の加入について
    - オ 会員の業況について など



うちとけた雰囲気の中で、気の置けない意見交換ができ、お互いの理解が深まった有意義な懇談会となりました。

なお、鹿屋市に対して、冷凍空調工事の入札参加の会員事業所の指名、フロン充填・回収業の活用、フロン排出抑制法の施行による業務用空調機等の管理者である行政の管理責任等について、関係課長等に要望書を手交し、趣旨説明を行い、要望内容の実現について意見交換をおこなった。

# 会 員 情 報

●社名・住所・電話を変更しました。

事業所名	代表者名	住 所	T E L
(新)㈱コールドテクノ (旧)㈱カナヤ	前野 謙二郎	〒890-0033 鹿児島市西別府町2995-10	099-282-8855
(新)協和冷熱㈱ (旧)㈹協和冷熱	田畑 俊之	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6-6	099-230-0838

●住所・電話を変更しました。

事業所名	代表者名	住 所	T E L
新生冷熱工業㈱	福山 康洋	〒892-0836 鹿児島市錦江町3-37	099-248-7177

●代表者を変更しました。

事業所名	代表者名	住 所	T E L
共栄開発工業㈱	(新)永田 正 (旧)永田 豊人	〒894-0004 奄美市名瀬鳩浜町84-2	0997-53-0235
(株)メイユウ	(新)地徳 陽一 (旧)地徳 裕明	〒891-0113 鹿児島市東谷山4-33-13	099-267-1050

## 冷媒配管ろう付技術講習会

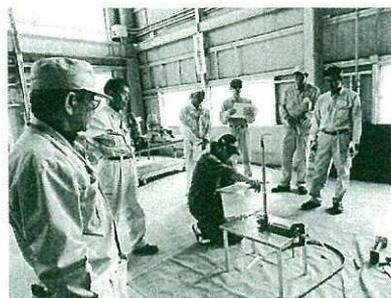
～理論から実技まで学ぼう付技術～

日 時：平成27年11月25日（水）、26日（木）、  
9：00～17：00  
2日間 座学（初日半日）+実技（初日半日、2日目終日）  
場 所：ポリテクセンター鹿児島 第4実習室

国の調査結果では、稼働中の冷凍空調設備からかなりのフロンが漏えいしていることが判り、現場でのろう付施工技術の品質上の問題が指摘され、経済産業省では冷媒管理技術向上支援事業を創設し、ろう付施工技術のレベルアップを図るため、日設連が受託し、平成27年度は全国40か所で講習会が開催されることになりました。

今回鹿児島会場では10名が受講されたが、2日間の技術指導は経験豊富な講師とのマン・ツー・マンに近い形での知識と技術の習得に熱心に取り組んでいただき、ろう付け接合部の断面検証では「我流で未熟・稚拙な技術あった。」ことへの反省や、「ここで習得した理論と技術を現場で活かし、また社内外に広めていきたい。」との感想がありました。ろう付技術の経験年数には違いがあるが、それぞれの受講生がこの講習会を通じ、目からうろこのろう付け技術の有効性を感じていただいたと考えます。

次年度にも開催がありましたら、会員ふるっての参加をお願いします。



# 会社紹介



ダイキンHVACソリューション  
九州株式会社 鹿児島支店

## 【会社概要】

取締役支店長：山元 尚道

事務所：〒891-0115 鹿児島市東開町4-91

電話：099-267-7670

FAX：099-267-7464

ISO認証取得：ISO14001

事業内容：空調冷凍機器・装置の販売及び設計・施工

- 一般住宅用空調機器の販売及び設備工事
- 産業用空調機器の販売及び設備工事
- 大型・小型冷凍・冷蔵庫機器の販売及び設備工事

沿革：平成23年4月1日にダイキン空調九州(株)、ダイキン空調鹿児島(株)、ダイキン空調宮崎(株)の3社を統合し、「ダイキンHVACソリューション九州株式会社」として新たに発足致しました。

これを機に空調事業に給湯・換気・暖房事業を加えた「HVAC事業」の拡大を目指し全社員が一丸となって皆様方にご満足いただけるよう一層努力いたす所存でございます。今後とも皆様のより一層のご指導、ご愛顧をお願いいたします。



# 会社紹介

MAYEKAWA 株式会社前川製作所

## 【会社概要】

代表取締役：前川 正

本社：〒135-8482 東京都江東区牡丹3丁目14番15号

営業所：〒890-0055 鹿児島市上荒田町22-3育英ビル5階

電話：099-256-8100

FAX：099-256-8133

事業内容：産業用冷凍機並びに各種ガスコンプレッサーの製造販売

農畜、水産、食品、飲料関連製造プロセス冷却設備、  
設計施工、冷凍、冷蔵倉庫冷却設備、設計施工、熱絶縁工事設計施工  
ヒートポンプ、蓄熱式空調設備、設計施工  
省エネシステム等のプラントエンジニアリング

1924年の創業以来マエカワは常に「自分が生かされている環境」から自分を捉えてきました。自らを取り巻く環境を構成する周りと共創していくことにより問題を解決し、自らも成長してきました。これからもその姿勢を大切にしながら21世紀の人間社会のさらなる発展に貢献していきたいと考えています。

# 会社紹介

(有)佐多電機工業

## 【会社概要】

代表取締役：佐多 省光

事務所：〒891-7101 鹿児島県大島郡徳之島町亀津522-9

電話：0997-82-1767

FAX：0997-82-1330

設立：昭和50年3月

事業案内：機器類及び電気、消防、給排水、プラント等の工事、販売  
修理及び水道施設等各施設の保守点検管理

技術者：電気主任技術者第3種	1名	第1種電気工事士	3名
1級管工事施工管理士	2名	水道施設管理技師3級	2名
廃棄物処理施設技術者	1名	給水装置工事主任技術者	2名
冷凍空調和機器施工技能士	2名	第2種冷凍機械責任者	1名
第1種冷媒フロン類取扱技術者	1名	建築配管1級技能士	1名
冷凍空調施工事業所認定技術者	2名	自家用発電設備専門技術者資格	2名
ボイラー据付作業主任技術者	1名	消防設備点検資格者	4名
防火対象物点検資格	1名	甲種消防設備士	3名
建設業経理事務士3級	1名	職長教育（中小建設業特別教育）	3名
第2種あと施工アンカ施工士	2名	他いろいろ	

徳之島で頑張っております

# 会社紹介

(株)太田電機工業所

## 【会社概要】

代表取締役：太田 泰寛

事務所：〒899-1623 鹿児島県阿久根市港町65番地4

電話：0996-73-2800

FAX：0996-73-2024

事業内容：空調工事、管工事、電気工事、水道施設工事、  
土木工事

沿革：昭和21年 9月 創業

昭和40年 8月 有限会社太田電機工業所 設立

平成 3年 4月 株式会社太田電機工業所 社名変更

平成 6年11月 出水営業所 開設

私たちは、建築設備の「専門医」「救急隊」「コンサル」として、お客様の設備を診て・治して・提案します。

今後も、北薩地域の皆様の安全安心を提供し続けられる様、技術と情熱をもって取り組んでまいります。

# フロン排出抑制法 Q & A (抜粋)

国のQ&Aうち、業務と関わりの深いと思われる基本の部分を抜粋してみました。  
業務を進める上で、詳しくは、フロン排出抑制法で検索し、環境省のホームページのフロン排出抑制法Q&A及び各種申請要領の・手引きの項「管理者の手引き」・「充填回収の手引き」を参照されますことをお勧めします。

- Q** 機器ユーザーが管理する機器のうち、フロン排出抑制法に基づく冷媒漏えい対策や整備・廃棄時におけるフロン類の回収等が義務となる機器はどのようなものか。
- A** 業務用のエアコン（空調機器）及び冷凍・冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているものが対象です。（法律で「第一種特定製品」と呼んでいます。）  
なお、家庭用のエアコン、冷蔵庫及び衣類乾燥機並びに使用を終了した自動車に搭載されているカーエアは本法に基づく回収義務はありません。（それぞれ、家電リサイクル法、自動車リサイクル法でフロン類の回収が義務付けられています。）
- Q** 冷凍空調機器について家庭用の機器と業務用の機器の区別はどのようにしたらよいのか。
- A** 家庭用の機器との見分け方については、①室外機の銘板、シールを確認する。（平成14年4月（フロン回収・破壊法の施行）以降に販売された機器には、表示義務があり、第一種特定製品であること、フロンの種類、量などが記載されています。）  
また、それ以前に販売された機器についても、業界の取組等により、表示（シールの貼付）が行なわれています。②機器のメーカーや販売店に問い合わせる。などの方法があります。
- Q** 業務用冷凍冷蔵機器・空調機器以外でフロン類を使用している機器も簡易点検・定期点検、漏えい量報告の対象となるのか。
- A** フロン排出抑制法に基づく簡易点検・定期点検、漏えい量等報告の対象機器は、第一種特定製品のみとなります。
- Q** フロン類を漏えいした場合に罰則はあるか。
- A** 故意に特定製品に冷媒として充填されているフロン類を放出した場合、法律で禁じられている「みだり放出」に該当するため、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。
- Q** 簡易点検等は、既設の機器も対象か。
- A** 法施行日（平成27年4月1日）より前に設置された機器も対象となります。
- Q** 法施行日（平成27年4月1日）以降の点検（簡易点検3月に1回、定期点検1年1回等）において、第1回目の実施はいつに設定すれば良いのか。
- A** 法施行日から、それぞれ定められた期間（簡易点検なら3ヶ月に1回、定期点検であれば1年若しくは3年）以内に、最初の点検を実施してください。
- Q** 「簡易点検の手引き」に書いてある点検項目は、法で定められた内容か。
- A** 簡易点検の内容は、法第16条に基づく告示（管理者の判断基準）で定めており、「簡易点検の手引き」はこの内容について解説したものです。
- Q** 定期点検の対象となる「圧縮機の電動機の定格出力が7.5kW以上」であるかどうか否かは、どうすればわかるのか。
- A** 機器の室外機の銘板に「定格出力」、「呼称出力」又は「電動機出力・圧縮機」と記載されている箇所をみてください。さらに不明の場合は、当該機器のメーカーや販売店に問い合わせてください。
- Q** 定期点検の基準において「フロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知見を有する者が、検査を自ら行い又は検査に立ち会うこと。」とされているが、具体的にはどのような要件となるか。
- A** 定期点検は「直説法」や「間接法」といった、法令で定められた方法に従って行う必要があります。そのため、点検実施者は、基準に沿った点検方法に関する知識を有している必要があります。  
略
- Q** 点検記録簿の様式は運用の手引きに記載されますか。また、様式はどこからダウンロードできるのか。
- A** 法定の様式はありません（様式自由）が、日本冷凍空調設備工業連合会（日設連）が作成した様式が当該連合会のホームページからダウンロードできます。
- Q** 簡易点検は3ヶ月に一度ということだが、その記録も機器が廃棄するまで保存しなければならないか。
- A** 簡易点検については、点検を行ったこと及び点検を行った日を記録する必要があります。これらについても点検記録簿の記載の一部であり、機器を廃棄するまで保存する必要があります。
- Q** 点検結果については、国や都道府県への報告が必要か。
- A** 報告の必要はありませんが、管理者に対する指導や命令等は都道府県知事が行うこととしており、都道府県が管理者に対して報告徴収、立入検査等を行う際に、点検記録簿を確認し、点検実施の有無を検査することがあります。また、第一種フロン類充填回収業者は、点検記録簿等を確認する等により、漏えい状況を確認することとされています。そのため、第一種フロン類充填回収業者の求めに応じて、管理者は速やかに提示する必要があります。
- Q** 機器に異常が見つかった場合は、どうすればよいのか。
- A** 機器からの冷媒の漏えいを確認した場合は、速やかに修理をおこなうこととしています。

Q 冷媒の充填における、『止むを得ない場合』の基準はなにか。

A 『止むを得ない場合』とは、漏えい箇所を特定し、又は修理を行うことが著しく困難な場所に漏えいが生じている場合のことを言います。

Q 冷媒の充填における、『1回限りの応急的な充填』の基準とは何か。

A 冷凍機能が維持できず飲食物等の管理に支障が生じる等の人の健康を損なう事態や事業への著しい損害が生じないように、応急的にフロン類を充填する必要がある、かつ、漏えいを確認した日から60日以内に当該漏えい箇所の修理を行うことが確実なときは、1回限り充填することができるとしています。

Q 点検などの管理者の判断基準は法令上の義務か。

A 点検などの管理者の判断基準の遵守は、法令で定められた義務です。違反した場合は、都道府県の指導・助言・勧告・罰金の対象となる場合があります。

Q 自社で冷凍空調設備の整備をする場合、充填回収業者に依頼しないといけないか。

A 自社の設備であっても、冷媒を充填又は回収する場合は、第一種フロン類充填回収業者に委託する必要があります。ただし、自らが第一種フロン類充填回収業者として都道府県知事の登録を受けた場合は、自ら実施することが可能です。

Q 第一種フロン類充填回収業者の登録要件はあるか。

A 第一種フロン類充填回収業について都道府県知事の登録を受けるためには、フロン類の回収の用に供する設備の所有者等の要件があります。なお、充填を行う場合には、法に基づき定められる充填に関する基準に従って実施する必要があります。

Q 自動移行した第一種フロン類充填回収業者が業務を実施するにあたって、回収に関する十分な知見を有する者（回収技術者等）と充填に関する十分な知見を有する者（冷媒フロン類取扱技術者等）の両方の資格が必要か。

A 回収及び充填の両方を行うのであれば、両方についての十分な知見が必要です。業務の実施内容に応じて、充填を行う場合には充填方法等について十分な知見を有する者が、回収を行う場合には回収方法等について十分な知見を有する者が、自ら行い又は立ち会う必要があります。

Q 知見を有していても充填回収業の登録をおこなっていないと充填はできないのか。

A 充填を業として行う場合は、第一種フロン類充填回収業者として都道府県の登録を受ける必要があります。

Q 充填回収業者が再生した冷媒を、自ら再利用する場合は記録を残す必要があるか。

A 充填回収業者が法第50条のただし書きに基づく再生を行った量については、記録を作成し、保存する義務があります。

## 冷凍空気調和機器施工 技能士試験準備講習会

### ～資格取得を目指して～

- ◇研修日 平成27年12月12日（土）  
13日（日）
- ◇場 所 ポリテクセンター鹿児島
- ◇受講者 1級 3名  
2級 3名
- ◇講 師 下別府先生  
(ポリテクセンター鹿児島)

今回の講習会には、6名の参加があり、全員が資格取得に向け2日間熱心に受講されていました。

なお、本番の検定試験は、学科が1月31日（日）、実技が1月10日（日）〔大島会場1月23日（土）〕に行われました。

## 表 彰

(敬称略)

### 鹿児島市技能功労者表彰

- (1) 日時 平成27年11月17日（火）
- (2) 場所 城山観光ホテル
- (3) 被表彰者 (敬称略)  
市丸 秀行 (オリエント冷機㈱)  
神田 純一 (㈱アリマコーポレーション)  
平田 宏亮 (テクノ冷熱㈱)

発行日 平成28年2月5日発行

発行所 〒890-0064

鹿児島市鴨池新町6番6号

一般社団法人 鹿児島県冷凍空調工業保安協会

TEL (099) 254-3948

FAX (099) 258-4839